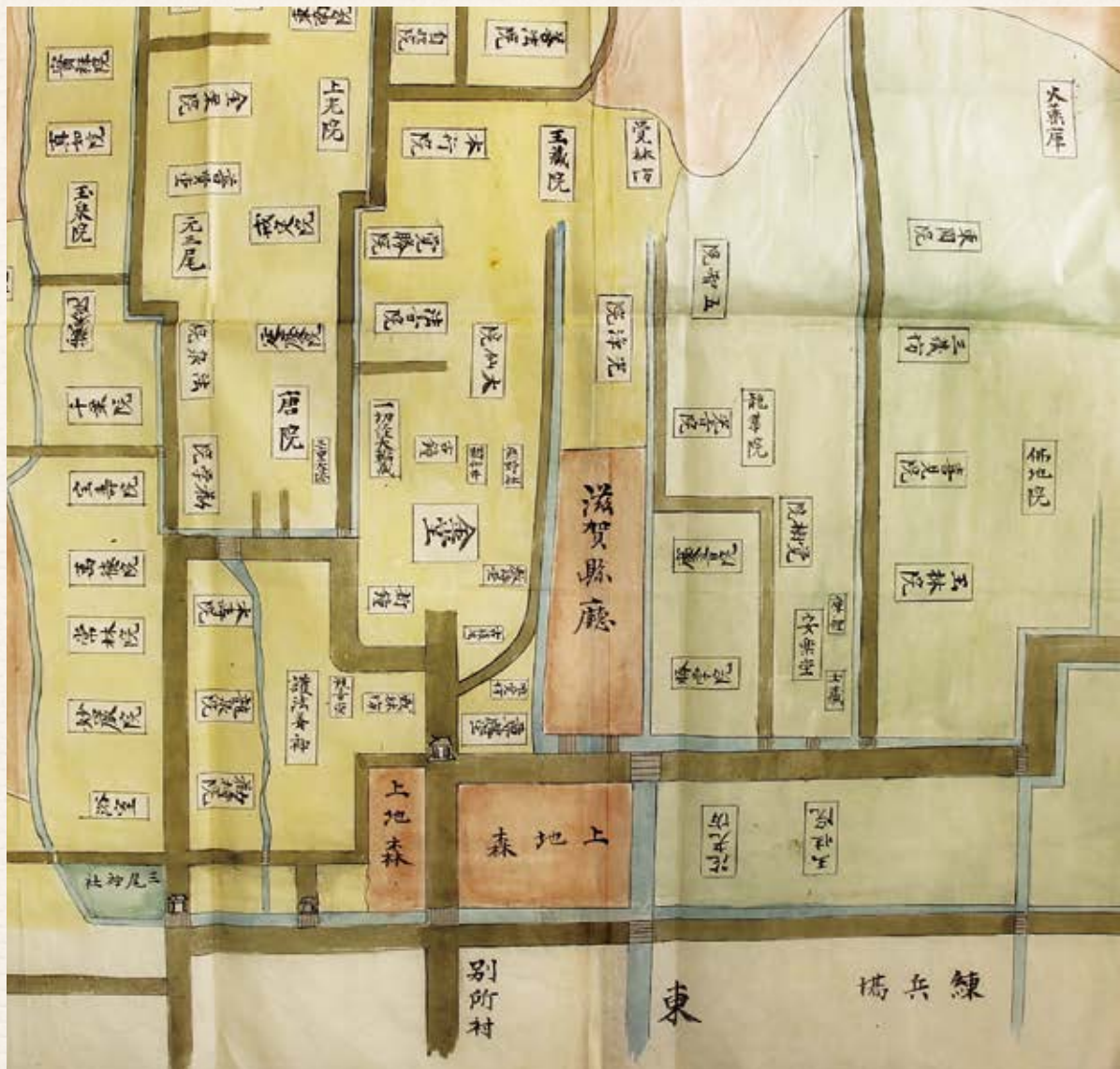


滋賀のアーカイブズ

《第3回県史編さんだより》

- ・【湖国こぼれ話⑨】 第二次世界大戦以前の滋賀県の人口……………P.2～3
- ・【事務局だより】 県史編さん会議の開催……………P.4
- ・【事務局だより】 令和5年度資料収集の概要……………P.5
- ・【資料紹介⑭】 歴史公文書のなかの三井寺……………P.6
- ・【資料紹介⑮】 皇室献上関係文書……………P.7
- ・催し物案内／利用案内／アクセス ……………P.8

ISSN 2435-8223



「園城寺并付属地境内図 (県庁周辺図)」 【明す506-1 (5)】

【湖国こぼれ話⑨】

二次世界大戦以前の滋賀県の人口

県史編さん執筆委員
彦根市観光文化戦略部副参事

小林 隆

滋賀県の人口の歴史を振り返ると、琵琶湖総合開発事業が始まった昭和四十年代以前と以後とは、その様子が大きく異なります。今回の湖国こぼれ話は、第二次世界大戦以前の県の人口の様子を紹介します。

1 滋賀県の今と昔

滋賀県の人口は、現在、約一四〇万人です。令和二年（二〇二〇年）の国勢調査によると、滋賀県は、関西地方の府県のなかで、唯一人口が増加した県でした。これは、出生者数が死亡者数を上回る人口の自然増加が原因ではなく、近隣府県からの転入者が滋賀県からの転出者を上回る人口の社会増加に起因します。

第二次世界大戦以前の滋賀県の人口の様子は、現在とは大きく異なっていました。今から約一四〇年前の明治十八年（一八八五年）の滋賀県の現住人口は約六五万人で、現在の人口の半分に及びません。人口の自然増加が見られたものの、滋賀県への転入者に比べて、京都・大阪・東京など、他地域への転出者が多く、この人口の社会減少によって滋賀県の人口は増えませんでした。大正時代から昭和前期にかけて日本の人口は増加しましたが、滋賀県では、大正四年（一九一五年）の現住人口が七一二〇七六六人、昭和十年（一九三五年）の国勢調査人口が七二万一四三六六人と、大正

表1 族籍別本籍人口(明治18年)
(単位 人)

	士族	平民
滋賀郡	3,010	60,797
うち大津	495	18,199
栗太郡	218	47,717
野洲郡	103	38,927
甲賀郡	1,345	67,204
蒲生郡	823	90,435
うち八幡	39	5,113
神崎郡	225	39,032
愛知郡	314	46,467
犬上郡	9,515	62,104
うち彦根	7,057	13,549
坂田郡	476	64,892
うち長浜	102	6,330
東浅井郡	53	36,924
伊香郡	72	24,362
西浅井郡	17	7,533
高島郡	778	50,244

※『滋賀県統計全書』（明治18年）をもとに作成。華族に分類された本籍人口が野洲郡の3人だけであることから、その人数をこの表に記載しなかった。

2 滋賀県内の地域差

第二次世界大戦以前の滋賀県の人口を詳しく分析すると、人口の様子に地域差が見られます。

表1は、明治十八年の族籍別本籍人口を郡別に示したものです。江戸時代に井伊家の城下町だった彦根のある犬上郡は、他の郡に比べて士族人口が多くなっています。滋賀郡と甲賀郡の士族人口が多いのも、滋賀郡に旧膳所城下、甲賀郡に旧水口城下があったからです。蒲生郡、坂田郡、高島郡の士族人口が少なくないのは、江戸時代に、蒲生郡には仁正寺陣屋（市橋家）・大森陣屋（旗本最上家）・羽田陣屋（伊達家）・根来陣屋（旗本根来家）、坂田郡には宮川陣屋（堀田家）、高島郡には大溝陣屋（分部家）などが設けられ、武士が集住した陣屋集落があったからです。

明治維新の改革で、武士が俸禄の支給を打ち切られると、困窮する士族の中から、新たな活路を求めて、他地域に転出する者が続出しました。江戸時代に約二

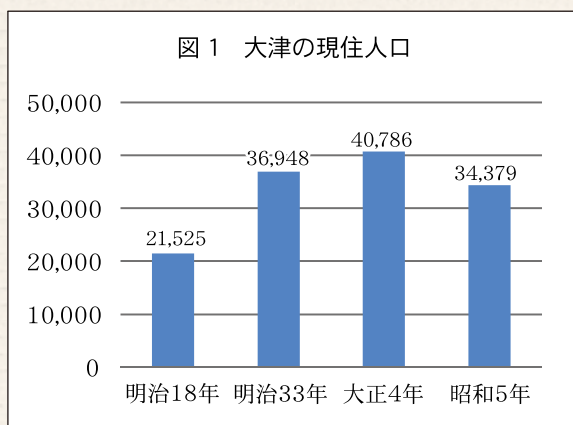
時代以降の人口は、現在の約半分で停滞しました。

万人の武士人口を抱えていた彦根において、明治十八年の士族人口が約七〇〇〇人に激減しているのがそのあらわれです。そして、農村部に移住した士族が少なくなかったことから、城下町や陣屋集落のなかったところにも士族人口がみられます。たとえば、明治十八年の犬上郡では、かつて城下町だった彦根を除く地域で二五〇〇人近くの士族が暮らしていました。

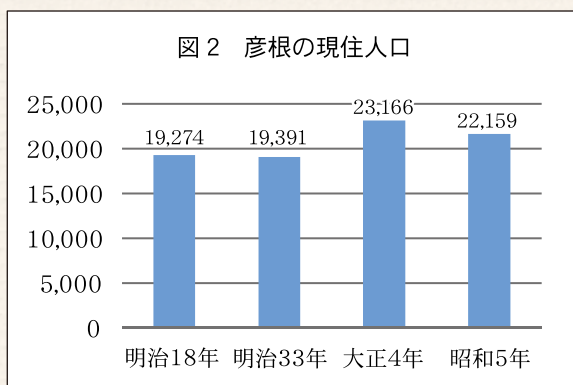
3 明治・大正時代の犬上と彦根

明治時代の滋賀県の統計では、大津・八幡・彦根・長浜が市街地として扱われています。この四つの市街地の人口の様子に違いが見られました。

大津では、明治時代から大正時代にかけて、人口が増加し続けました。図1は、大津の現住人口の推移をまとめたものです。明治時代半ばから大正時代初めにかけて、大津の現住人口が増加し続けています。表1の本籍人口と図1の明治十八年の現住人口を比べてみると、現住人口の方が多くなっています。本籍人口は、その戸籍に登録されている人口です。誕生や死亡



※『滋賀県統計全書』をもとに作成。



※『滋賀県統計全書』をもとに作成。

表2 海外旅行券下付・渡航許可人数(大正4年)

	(単位 人)				
	アメリカ	カナダ	ハワイ	その他	総
大津市	4	0	0	2	6
滋賀郡	1	2	0	2	5
栗太郡	0	0	0	1	1
野洲郡	0	0	0	2	2
甲賀郡	1	0	0	2	3
蒲生郡	1	8	5	6	20
神崎郡	11	15	0	4	30
愛知郡	55	32	5	3	95
犬上郡	86	139	2	11	238
坂田郡	16	16	1	4	37
東浅井郡	7	14	1	16	38
伊香郡	0	0	0	4	4
高島郡	2	0	0	3	5
総計	184	226	14	60	484

※『滋賀県統計全書』(大正4年)をもとに作成。

などで戸籍への加除が生じた時に戸籍人口が変わりま
す。一方、現住人口は、本籍地を変えずに別の場所で
暮らしている人口を把握するために算出した人口で、
本籍人口に転入・転出者数を加除して算出します。本
籍人口より現住人口の方が多いのは、他の場所の戸籍
に登録されているながら、大津に転入して暮らしてい
る人が多いことを示しています。大津の現住人口の増加
は、他地域からの転入者の増加によって生じたもので
した。

時代の地域振興策が実を結び、彦根からの転出者よ
りも彦根への転入者が多くなったのです。ところが、
昭和時代に彦根の現住人口が減少しました。それは、
大津も同じでした。大正時代半ば以降、滋賀県から
の人口流出が激しくなりました。

4 彦根地方からの北米渡航
滋賀県は、第二次世界大戦以前に北米大陸に多く
の渡航者を送り出したところでした。滋賀県から北米
大陸への渡航は、大正時代半ばにピークを迎えます。
表2は、大正四年に滋賀県で海外渡航を許可され
た人数をまとめたものです。渡航先に注目すると、
全体の約八五%がアメリカ・カナダです。そして、
この地域への渡航を希望する人が犬上郡を中心とす

現在の彦根市域に集中しています。滋賀県の海外渡
航者の出身地や渡航先が特定の地域に集中したのは、
明治二十年代に彦根地方からカナダのバンクーバー
に渡って製材会社に就職した人たちの仕事ぶりが認め
られ、彦根地方出身者を積極的に雇用しようとする
機運が高まったことから、かれらが故郷で暮らして
いた身内や知人を盛んに呼び寄せたからでした。

【事務局だより】

県史編さん会議の開催

県史編さん事業では、編さんにおける重要事項や県民への情報発信などを審議いただく場として、各界の関係団体の代表者で構成される「滋賀県史編さん会議」を開催しています。以下はその主な内容です。

【第1回】令和5年11月14日（火）

議題

- ・滋賀県史編さんの経過および編集の進捗状況
- ・「県史編さん」にかかる情報発信事業について

《主な意見と対応》

①県史ジュニア版の作成

当初の刊行計画でも、高校生以上向けの冊子として、概要版の作成を予定していましたが、小中学生向けのもの（ジュニア版）も作ってほしいとの意見が出されました。

ジュニア版の作成には、現場の教員の協力が欠かせないことから、今年度から教育委員会事務局とワーキンググループ（WG）を開催し、県史の授業活用方法について、広く検討を進めていくことになりました。初回のWGでは、授業のネタとしてすぐに使える資料（デジタル展示など）や、県史と子どもをつなぐ役割を担う教員に対して、認知度を高めるための取り組み（講座など）の重要性が議論されました。

②子どもを意識した情報発信

当初の情報発信事業計画は、県庁舎内での実施が多くを占めたため、子どもを意識した会場を検討するよう意見が出されました。

まずは、今年一月から県立図書館でミニ展示の開催を始めています。振り仮名付きの展示解説も作成し、子どもでも理解できるよう工夫をこらしました。今後は琵琶湖博物館での企画展や、県内各地の学校での講座の開催など、さらなる展開を予定しています。

③民間所在資料の廃棄・散逸の防止

地域に眠っている多くの資料が廃棄・散逸の恐れがあり、重要な資料の保存が、適切な方たちでなされる仕組みづくりが必要との意見を頂きました。

民間所在資料は、市町と密接な関係にあるものが多く、市町との役割分担のもと、連携して取り組んでいくことが必要です。従来県では、歴史公文書に関する市町との情報交換の場（歴史公文書等担当者会議）をもってきましたが、これを民間所在資料まで含めた内容に拡充して、今年度から開催しています。

【第2回】令和6年5月28日（火）

議題

- ・県史編集会議の活動について
- ・県史編さん事業への県民参加の促進について
- ・県史の活用方法について

《主な意見と対応》

①県立施設以外での展示

歴史は現場で体験しながら学ぶと気付きが豊かになることから、長浜市の河毛駅コミュニティハウスなど、県立施設以外での展示を検討いただきましたとの意見が出されました。

今後は、委員ご提案の会場のほか、長浜市の江北図書館などと連携し、特に湖北地域での出張展示の開催を検討することしたいと思います。

②県史のICT活用とバリアフリー対応

県史を紙媒体で刊行するとともに、読むことに障害のある方に向けた情報提供や、デジタル技術を生かした発信も検討いただきたいとの意見がありました。

当館では、令和四年に当館編『歴史公文書が語る湖国』（サンライズ出版）の点字・録音版を、県立視覚障害者センターの協力を得て製作しています。県史の刊行においても、その経験を生かして、バリアフリー対応に努めていく予定です。

デジタル技術の活用については、他自治体の事例を参考にしながら、用語の検索やデジタルアーカイブとの連携など、電子媒体ならではの機能を付与して、ウェブ上での公開を目指していきたいと思えます。

（大月 英雄）

令和五年度資料収集の概要

県史編さん事業にとって、執筆の材料となる資料の収集は重要な仕事です。当館では、県史編さんにかかる資料の所蔵調査や収集等の作業を行っています。

事業開始初年度である令和五年度（二〇二三年度）の主な収集資料は、①大津師範学校関係文書（滋賀大学附属図書館）、②滋賀県教育史関係資料（同上）、③西川伝右衛門家文書（滋賀大学経済学部附属史料館）、④淡海学園（戦前）資料（同校）、⑤『農業水利及土地調査書』（県立図書館）、⑥水政審議会・琵琶湖総合開発関係文書（琵琶湖保全再生課）等となっております。今回は、先に挙げた資料を簡単にですが、ご紹介いたします。

①②は、明治期の滋賀県内の教育に関する文書で、学校文書や年報といった文書です。特に①は現在の滋賀大学教育学部につながる大津師範学校に関する明治十〜十四年（一八七七〜一八八一年）ごろの学校文書群です。内容は主に学校の規則や、生徒履歴書、県庁・学校間の往復文書綴等で、当時の滋賀県における教員養成のあり方を考える上で、重要な資料といえるものです。

③の西川伝右衛門家文書からは、金巾製織や近江麻糸紡織といった近江商人の系譜をひく企業に関する文書を収集しました。これらの資料も、滋賀県の経済を分析するための重要な資料となっております。

④は、滋賀県内務部『農業水利及土地調査書』全四冊で、大正十二年（一九二三年）から十三年にかけて刊行された資料です。この資料は当時の滋賀県内の町村をおおよそカバーする形で作成され、当時の県内各地の農業水利の状況を理解する上で重要な資料で、当館にも所蔵していない貴重なものです。

⑤の淡海学園（戦前）資料は、同学園に残されていた戦前の文書（複製版）を借用して撮影したものです。同学園は、明治四十三年に設立された児童福祉施設で、滋賀県の社会福祉の歴史を検討する上でも重要といえる施設です。今回は、大正十一年に運営母体が変わられる際の学園文書や大正十五年に発行された学園要覧、統計資料等を収集しました。

⑥の文書は、琵琶湖保全再生課から戦後の琵琶湖総合開発に関する審議会や計画文書（現用文書）を借用して、当館にて撮影を行ったものです。これらも滋賀県の環境や経済に関わる琵琶湖総合開発の歴史を検討する上では欠かせない文書です。

令和五年度は以上のような資料収集を実施しましたが、令和六年度も引き続き、県史編さんにかかる資料の所蔵調査や収集等の作業を行っていきます。もし滋賀県の近現代史に関する資料情報、あるいは古い資料をお持ちの方は、当館までご連絡いただければ幸いです。

（山口一樹）

令和五年度の主な県史編さん事業収集資料一覧

	資料名	所蔵先	主な収集内容
①	大津師範学校関係文書	滋賀大学附属図書館	規則・往復文書等の大津師範学校期の学校文書
②	滋賀県教育史関係資料	同上	明治期師範学校・商業学校の年報等の資料
③	西川伝右衛門家文書	滋賀大学経済学部附属史料館	金巾製織や近江麻糸紡織への出資等にかかる資料
④	農業水利及土地調査書	県立図書館	大正期の県内農業用水利調査報告書
⑤	淡海学園（戦前）資料	淡海学園	同学園要覧・統計資料や運営母体変更（大正9年）にかかる文書等の資料
⑥	水政審議会・琵琶湖総合開発関係文書	琵琶湖保全再生課	昭和30年代を中心とした琵琶湖総合開発にかかる計画書や審議会議事録等の資料

歴史公文書のなかの三井寺

三井寺（正式には長等山園城寺）は、大津市長等山の中腹に位置する天台寺門宗の古刹です。前近代の本寺の歴史については、令和五年（二〇二三年）に「智証大師円珍関係文書典籍」がユネスコ「世界の記憶」に登録されたこともあり、再び脚光を浴びています。その一方、三井寺が近代に入りどのように移り変わっていったのかについては、よく知られていません。県政初期の県庁が境内の円満院に置かれたこと、境内の一部が陸軍の駐屯地とされたことなど、三井寺は滋賀県における近代化の影響を直接受けた寺院でもありました。ここでは、当館所蔵の歴史公文書のなかから、本寺に関係する文書を紹介したいと思います。

明治元年（一八六八年）四月に大津県が発足します。県庁舎は旧大津代官所が使われましたが、その後移転を繰り返して、明治二年正月、三井寺境内の円満院に置かれました。新庁舎開庁の明治二十一年まで、およそ二〇年間は円満院が県政の中心舞台となっていたのです。とはいえ、県庁舎となった円満院は、代わりの土地を採さなければなりません。当初、県は三井寺山坊内の千葉院、西蓮院の二院を代用地にしようとした。しかし円満院は、県庁に宛てて嘆願書を提出し、遠隔地のため法務に差し支えがある、また祖先の墳墓があるといった理由から別の場所を求めました【明576（4-2）】。その結果、最終的には、勸学院（今も

三井寺南院に残る）を円満院の代用地とすることに決まりました。

明治六年に徴兵令が施行されると、陸軍歩兵第九連隊が大津に置かれました。三井寺側は土地とともに立木も陸軍に引き渡しています【明ひ119】。兵営は明治八年に完成し、第九連隊は同年三月に移転してきました。今の大津商業高校の位置に兵舎が、皇子山総合運動公園の位置に練兵場がありました。その後、第九連隊は大正十四年（一九二五年）に京都の深草へ移動します。新羅善神堂のある北院と呼ばれる一帯には、実に半世紀の間、兵営が敷かれていたということです。

第九連隊の駐屯から十年ほど過ぎると、明治十八年に琵琶湖疏水工事が始まり、三井寺周辺の風景は更なる変貌を遂げます。第一トンネルは、三保ヶ崎を取水口として三井寺観音堂のふもとを経て藤尾村（現大津市）に至ります。工事の際には、疏水用地にかかる立木が伐採されており、三井寺の境内にあった大木も例外ではありませんでした。これらは工事に用いる木材として使用されたと考えられます。取り除かれた植物や境内の設備、寺側に支払われた手当料が記録として残されています【明ね36（6）】。

なお、疏水工事では従来の水道管が切断され、大津西部一帯で飲料水の供給が途絶えるという問題が発生しています。このとき、京都府は三井寺境内に水源地を見出し、飲料水として各所へ配給しました。

明治三十七・八年の日露戦争には第九連隊も出征し、多くの犠牲者を出しています。それだけではなく、連隊が置かれた大津市には、二六か所のロシア兵捕虜収容所が設置され、三井寺山内にある諸院も使用されま

した。日露戦争時には、七万余というロシア兵が捕虜となり日本に送られました。三井寺では山内一一の院・堂が収容施設や事務所・衛兵屯所に充てられ、計六四六人の捕虜が収容されています。

日露戦後、三井寺は陸軍に対して建物修理費の補助を願いました【明し77（111-16）】。この願書によれば、寺の容積不相応の捕虜を収容したことによる建物の損傷は甚だしいものでした。三井寺の訴えを県知事や大津市長も後援しましたが、結局、全面的な修理に足りる費用を陸軍から得ることはできませんでした。

歴史公文書をひもとくと、現在とは全く異なる三井寺やその周辺の姿が浮かび上がってきます。滋賀県の近代化を考える際、三井寺を中心に据えることで、新たな視角が得られるのではないのでしょうか。当館では、他にも三井寺の近代に関係する文書を多数所蔵しています。ぜひご利用ください。（野村さなえ）



三井寺住職から陸軍に宛てた建物修理費補助の願書
【明し77（111-16）】

【資料紹介⑬】

皇室献上関係文書

毎年、各地の自治体からは、食品等の特産品が皇室へと献上されていますが、令和五年（二〇二三年）十月十六日付の「皇室献上品、新規お断り」という『毎日新聞』朝刊の記事に、現在は恒例として献上されるもの以外は受け入れていない、という宮内庁関係者の話が掲載されています。なお恒例として献上されるもの以外に、皇室のご訪問にあわせて贈られる特産品、慶事のお祝品の献上はあるようです（同年七月二十六日付「皇室献上」正規ルートは?」『朝日新聞』朝刊。では昔はどうだったのでしょうか？

昭和五年（一九三〇年）一月に宮内省より内務省を経由して滋賀県へ通知された「献上品取扱内規」によると、華美なものや広告・宣伝・売名、その他不適当と判断されるものは受け付けないとし、また官公庁以外の個人等で献上する際には、地方庁を経て宮内大臣宛に願書を提出することになっています【明う179(188)】。なお、その前の内規である「献品取扱内規」（明治二十四年（一八九一年））でも、直接、宮内大臣に願い出ることができる高等官・華族等以外は、地方庁を経由することになっていたようです。

つまり、このような形で献上は行われるため、献上に関する文書が経由する自治体に残ります。そこで今回は、当館が所蔵する献上に関する歴史公文書について、滋賀県から皇室へ献上されたウシガエル（食用蛙）

を事例にご紹介したいと思います。

日本にウシガエルがアメリカからやってきたのは、大正七年（一九一八年）のことです。これは、東京帝国大学の渡瀬庄三郎教授が、農家副業としてウシガエルの養殖を構想して輸入したのが始まりです。そして滋賀県にやってきたのは、農商務省が滋賀県と茨城県の水産試験場にウシガエルの養殖に関わる飼育試験を委託したためでした。つまり、滋賀県はウシガエル養殖の先駆けとなった場所の一つであり、深いつながりがあったといえます。

そのためか、滋賀県からウシガエルが皇室へ献上されたことがあり、現在、大正十四年と昭和二年に献上されていることが確認できています。今回、ご紹介するのは昭和二年の献上です。この時の献上に関する文書として『献上品』の簿冊には、滋賀県の献上願いに對する宮内省からの回答や献上決定を報じる新聞記事【昭か86(2)】、「滋賀県ノ食用蛙」といった文書【昭か86(2)】等があります。

この「滋賀県ノ食用蛙」は、献上品を紹介するために作られた資料だと思われるもので、滋賀県における試験飼育の沿革やオタマジャクシの配布状況等が略述されています。また抹消線が引かれています。ウシガエル養殖についての言及もあります。それには、ウシガエルの飼育技術は進展したけれども「経済的見地より見る時は尚一層の研究を要」することや、一般に食用とする習慣がない等、ウシガエル養殖の課題が示されており、興味深い資料といえます。

しかし、なぜこの時にウシガエルが皇室に献上され

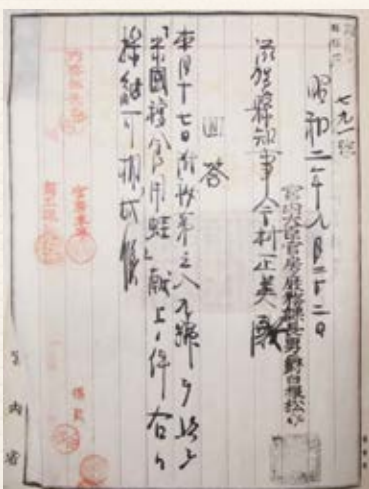
たのか?といったことがわかる文書は、残念ながら含まれていません。ですが今回は幸いなことに、当時の新聞記事から推測することができます。昭和二年七月八日付『京都日出新聞』（夕刊）に、地方長官会議に出席した今村正美知事の談話が掲載されています。これによると、今村知事に対して昭和天皇から「食用蛙について御下問」があったとのこと。おそらく、これが契機となって滋賀県から皇室にウシガエルが献上されたと思われる。

今回は、滋賀県からのウシガエル献上についてご紹介しましたが、その他にアユやヒガイといった琵琶湖の特産品、守山蛭等の献上が行われています。これらの文書も当館にて所蔵していますので、ご関心のある方はぜひご活用ください。

【参考文献】

- 白石烈「明治・大正両時代御手許写真の来歴」『書陵部紀要』六七号、二〇一八年
- 山口一樹「ウシガエルを食べた日」『湖国と文化』一八八号、二〇二四年

（山口一樹）



「ウシガエル献上に関する
宮内省からの回答」
昭和2年9月22日【昭か86(2)】

催し物案内

【県史講演会】

「滋賀県における近代経済の発展」

「近江商人の遺産」

講師：坂根 嘉弘さん

(広島修道大学教授・県史副編集委員長)

日時：令和6年11月12日(火)

午後2時～午後3時30分

会場：コラボしが21大会議室(大津市打出浜2-1)

江戸期以来の近江商人の商業活動は、近代滋賀の経済発展に多くの利点をもたらしました。本講演では、近江商人の遺産という視点から、県の経済発展の特徴を明らかにします。

【聴講無料・予約不要】

【企画展示】

「湖国の宝が歩んできた道」

「文化財の危機と保護」

会期：令和6年9月30日(月)

～令和7年1月23日(木)

時間：午前9時～午後5時

(土・日・祝日および年末年始は休館)

会場：県立公文書館閲覧室

滋賀県では災害や戦争等の困難を乗り越え、多くの文化財が守り継がれてきました。明治時代から現代までの文化財保護のあゆみを、当館所蔵の歴史公文書をもとに紹介します。【見学無料】

利用案内

【利用時間】

午前9時～午後5時

【休館日】

土曜日、日曜日、祝日

年末年始(12月29日～1月3日)

【閲覧方法】

① ホームページの「資料検索」から、閲覧したい資料を検索します。

② 利用請求書に必要事項を記入して、しがネット受付サービス(本県インターネットサービス)、郵便またはFAXで提出します。

* 利用制限情報の審査を行い、申請後三〇日以内に利用決定を行います(やむを得ない事情により審査期間を延長する場合があります)。

準備ができ次第、利用決定通知書を送付します。③ 事前に閲覧日を連絡の上、右決定通知書を持って御来室ください。

※ 目録の利用区分が「公開」の資料であれば、簡易閲覧として当日に利用できます。

【その他の利用】

・ 資料の撮影は、持参した機器で各自が行ってください(写しの交付もできます)。

・ 企画展示、自治体史・事典等の書籍は、審査なしで自由に閲覧できます。

・ 資料の保護のため、館内での飲食、鉛筆以外の筆記用具の使用は御遠慮ください。

滋賀のアーカイブズ 第16号
令和6年(2024年)9月30日

編集・発行 滋賀県立公文書館

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県庁新館3階

Tel : 077-528-3126

Fax : 077-528-4813

Mail : archives@pref.shiga.lg.jp



① JR大津駅から東へ徒歩5分。

② 京阪電気鉄道島ノ関駅から山側(南南西)へ徒歩5分。